

## 栗沢市民センター料金表

料金表

室区分	使用料及び時間区分		
	午前	午後	夜間
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
会議室1	1, 320円	1, 320円	1, 320円
会議室2	2, 000円	2, 000円	2, 000円
市民活動室1	1, 000円	1, 000円	1, 000円
市民活動室2	1, 000円	1, 000円	1, 000円
市民活動室3	1, 120円	1, 120円	1, 120円
和室1	800円	800円	800円
和室2	760円	760円	760円
調理室	1, 320円	1, 320円	1, 320円
大ホール	4, 400円	4, 400円	4, 400円
全室	13, 720円	13, 720円	13, 720円

- 1 許可を受けた使用時間が時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分の使用料を適用する。
- 2 使用者が使用当日において、あらかじめ許可を受けた時間区分を超えて引き続き使用することを希望する場合においては、センターの運営に支障がないと認める場合に限り、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可することができる。この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間未満は1時間とする。）につき当該各区分の使用料を4で除して得た額とする。
- 3 11月1日から翌年4月30日までの間は、別表及び前2項の規定により算出して得た額（以下「基本料金」という。）に冬期加算料（当該基本料金の3割に相当する額）を加えた額を使用料とする。ただし、当該期間外において暖房を使用する場合も、また同様とする。
- 4 別表及び前3項の規定により算出して得た額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額を使用料とする。
- 5 使用者が入場料若しくはこれに類する料金を徴収する場合、又は営利若しくは営業目的のために使用の場合は、別表及び前各項の規定により算出して得た額に、当該額の10割に相当する額を加えた額を使用料とする。
- 6 別表及び前各項に規定するもののほか、臨時電灯又は電力の使用料金等、通常の使用以外に特に要した費用については、実費に相当する額を徴収する。